

全日本学生自動車連盟規約

全日本学生自動車連盟

本部 東京都江東区森下 1 - 1 5 - 7
TEL・FAX 03-3634-9197

全日本学生自動車連盟規約

第 1 章 総則

第 1 条 この連盟は、全日本学生自動車連盟(以下当連盟)と称する。

第 2 条 当連盟は、全国大学自動車部により結成され、本部を東京に置き、関東支部、中部支部、関西支部、中四国支部、九州支部の 5 支部を置く。

本部事務所 東京都江東区森下 1-15-7

第 3 条 当連盟は、学生スポーツの本旨に基づき、健全なモータースポーツを通して相互の親睦、人格の陶冶、整備技術の研究、運転マナーの向上啓発を図り、自動車文化に貢献することを目的とする。

第 4 条 本部は、共通項目の審議と運営及び各支部間の連絡と調整を図る。

第 5 条 当連盟各支部は、第 3 条を基本方針として自主的に運営を行う。

第 2 章 事業

第 6 条 当連盟は、第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種モータースポーツの全日本学生選手権大会
 - (1) 全日本学生自動車運転競技選手権大会
 - (2) 全日本学生ジムカーナ選手権大会
 - (3) 全日本学生ダートトライアル選手権大会
 - (4) その他、目的達成に必要な競技及び運営
- 2 整備技術の向上及びモータースポーツの総合研究
- 3 災害時における救援物資の輸送協力とボランティア活動
- 4 交通道德の啓発及び交通に関する環境問題の研究
- 5 自動車の改良発展に寄与する研究、その他当連盟の目的達成に必要とする事業

第 3 章 組織

第 7 条 当連盟は、全国の大学自動車部で組織され、第 1 章第 2 条により本部及び 5 支部より構成され、加盟大学は何れかの支部に所属し、原則として 1 支部に 1 大学 1 自動車部とする。

第 8 条 当連盟の加盟校となるには、準加盟校として 1 年以上の支部活動を経た後、支部長の推薦と総会の承認を得なければならない。

第 9 条 当連盟主催の競技への参加資格は、当該競技の支部大会を経るか、それに準ずる経緯を経た加盟校に参加資格が与えられる。また、各支部からの全日本選手権団体戦出場枠は付表 1 に定める。

第 10 条 加盟校は、総会において議決権を有する。

第 4 章 役員

第 11 条 当連盟は、次の役員を置く。

会 長 1 名

副 会 長	5 名	各支部支部長
理 事	1 9 名	各支部より選出
監 事	2 名	各支部より選出
常任委員長(学生)	1 名	関東支部委員長(原則として)
副委員長 (学生)	4 名	中部・関西・中四国・九州支部委員長
常任委員 (学生)	2 0 名	各支部より 4 名選出
名誉顧問	若干名	
顧問	若干名	

【各支部選出理事枠数】

関東支部	8 名
中部支部	2 名
関西支部	5 名
中四国支部	2 名
九州支部	2 名

第 1 2 条 役員を選考方法

- 1 正副会長は、理事会の推薦と総会の承認を得て決定する
- 2 理事は、各支部より推薦され、総会の承認を得て決定する
- 3 監事は、各支部より推薦され、総会の承認を得て決定する
推薦者が多数の場合は理事会で選出し、総会の承認を得る
- 4 常任委員長及び常任副委員長は、常任委員より選出し総会の承認を得て決定する
- 5 常任委員は、各支部より選出し総会の承認 を得て決定する
- 6 名誉顧問及び顧問は、理事会の推薦と承認により決定する

第 1 3 条 役員の職務

- 1 会長は、当連盟を代表する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- 3 理事は、理事会においておのおの所定の職務を行う
- 4 監事は、資産及び会計の監査を行う
- 5 常任委員長は、常任委員会を組織し、事務及び事業の管理運営を行う
- 6 名誉顧問及び顧問は、本会の運営に関し、理事会の要請に応じて諮問に
応えるものとする。

第 1 4 条 役員の任期

- 1 会長及び副会長の任期は、4 年とし重任は妨げない
- 2 理事及び監事の任期は、4 年とし重任は妨げない
- 3 名誉顧問及び顧問の任期は、4 年とし再任は妨げない
- 4 役員が職務に支障をきたす場合は、上記 1、2 に定める任期に関わらず

その任を解くことができる。

第 5 章 会議

第 15 条 当連盟の会議は、総会、理事会、常任委員会とする。

第 16 条 総会は、毎年 1 回行い、会長が召集する。

- 1 総会は、会長、副会長、理事、監事、常任委員、加盟校によって構成される
- 2 会長が必要と認めたときには、臨時に総会を召集することができる

第 17 条 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

- 1 理事会は、会長、副会長、理事、監事、常任委員長、副委員長によって構成される
- 2 理事会の議案は、出席者の過半数の承認により決定する

第 18 条 常任委員会は、委員長が召集し、当連盟の運営に関する事項を審議し決定する。

第 6 章 議案の議決及び会議の成立

第 19 条 総会では、理事会に託した議案を除いて、すべての議案を決定することができる。

第 20 条 理事会では、次の事項を審議し決定する。但しこの決定事項は次の総会において承認されなければならない。

- 1 正副会長の推薦及び解任の総会への提案
- 2 名誉顧問及び顧問の推薦及び解任
- 3 規約の改正及び変更
- 4 競技規則の改正及び変更の決定と承認
- 5 第 6 条の事業計画変更の決定と承認
- 6 会長が必要と認めた事項
- 7 その他

第 21 条 常任委員会では、次の事項を審議し決定する。

- 1 事業計画及び収支予算の作成
- 2 事業報告及び収支決算報告書の作成
- 3 運営細則と競技規則の改正と変更
- 4 常任委員長が必要と認めた事項
- 5 その他

第 22 条 会議は、総会及び理事会においては会長が、常任委員会においては常任委員長が議長を務める。

第 23 条 すべての会議は、会議構成員の過半数の出席をもって成立する。書面(委任状)により、または議長に承認された代理人の出席者も出席者の数に算入する。

第 7 章 加盟校の権利と義務

第 24 条 すべての加盟校は、総会において 1 校 1 票の権利を平等に所有し、いかなる理由においても差別をされない。

第 25 条 すべての加盟校は、当連盟主催の行事に参加する権利及び義務を有し、また当

連盟が参加する行事もこれに準ずる。

第 26 条 すべての加盟校は、当連盟の規則を遵守する義務を負う。

第 8 章 当連盟の経費及び会計

第 27 条 当連盟の事業年度は、1 2 月 1 日から翌年 1 1 月 3 0 日迄とする。

第 28 条 連盟の経費は、加盟校負担金、競技参加費、寄付金、その他の収入をもってこれを充てる。加盟校負担金は細則によって定める。

第 29 条 会計は、常任委員の会計委員が行い、毎年 1 回総会において会計報告を行う。

第 9 章 支部規約及び競技規則

第 30 条 各支部は、当規約を基本として、支部規約を設けることとする。

第 31 条 競技規則は、各競技においてそれぞれ設け、各支部共通でなければならない。

昭和 27 年 5 月制定

昭和 35 年 5 月改定

昭和 39 年 1 1 月改定

昭和 51 年 1 1 月改定

平成 8 年 8 月改定

平成 14 年 9 月改定

平成 15 年 1 1 月改定

平成 19 年 2 月改定

平成 19 年 1 1 月改定

平成 24 年 1 1 月改定

平成 27 年 1 1 月改定

付表 1

全日本選手権 団体戦出場校 支部枠数

平成 24 年 11 月 25 日制定

平成 30 年 4 月 8 日改正

男子団体戦 出場校数 (校)						
競技種目	関東支部	中部支部	関西支部	中四国支部	九州支部	計
ダートトライアル	11	1	7	4	1	24
ジムカーナ	11	6	7	4	4	32
運転競技 (フィギュア)	13	1	7	5	1	27

女子団体戦 出場校数 (校)						
競技種目	関東支部	中部支部	関西支部	中四国支部	九州支部	計
ダートトライアル	3	1	2	1	1	8
ジムカーナ	3	1	2	1	2	9
運転競技 (フィギュア)	5	1	3	1	1	11

- (1) 各枠数は、必ずしもその数を満たさなくてもよい。
- (2) 参加申し込み完了時に支部枠に欠員が生じた場合は、各大会の組織委員会において、支部戦参加校状況、開催地等を考慮して、各支部の全日戦参加校数を決定する。
- (3) 本表は、3年毎に理事会及び常任委員会において、算定方法を含めて見直す。
- (4) 平成 29 年 11 月 26 日改正の本表は、各支部で開催している支部戦の直近 3 年間の団体戦参加校数の平均値を用いて、第 1 段階で男女別占有率 (シェア率) から男女別の参加校数を、第 2 段階で支部別占有率 (シェア率) により各支部の男女別参加枠数を決定した。

全日本学生自動車連盟年間総合表彰規程

制 定 平成 8 年 8 月 4 日

改正 平成 17 年 12 月 1 日

最近改正 平成 24 年 9 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、全日本学生自動車連盟年間総合表彰について必要な事項を定める。

(表彰)

第 2 条 表彰は、次のとおりとする。

- (1) 男子団体 1 位 2 位 3 位 4 位 5 位 6 位
- (2) 女子団体 1 位 2 位 3 位
- (3) 男子個人 1 位 2 位 3 位 4 位 5 位
- (4) 女子個人 1 位 2 位 3 位

2 男女とも団体 1 位には、全日本学生自動車連盟年間総合杯（持ち回りカップ）を授与する。

(順位)

第 3 条 順位の設定は、点数制により、全日本学生運転競技選手権大会、全日本学生ジムカーナ選手権大会及び全日本学生ダートトライアル選手権大会の 3 種目合計獲得点数の多い順とする。

2 2 種目以下の出場大学・出場選手については、3 種目出場大学・出場選手の順位に続いて獲得点数の多い順とする。

3 同点数の場合は、各種目の点数を 2 乗し、その合計点数の多い方を上位とする。

4 前項による合計点数が同点の場合は、同順位とする。

5 各種目の順位による点数表は、別（別表 1）に定める。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 8 年 11 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 8 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

(別表 1)

改正 平成 24 年 9 月 22 日

順位	点数	順位	点数	順位	点数	順位	点数
1 位	1 0 0	11 位	3 8	21 位	1 8	31 位	8
2 位	8 0	12 位	3 5	22 位	1 7	32 位	7
3 位	7 0	13 位	3 2	23 位	1 6	33 位	6
4 位	6 5	14 位	3 0	24 位	1 5	34 位	5
5 位	6 0	15 位	2 8	25 位	1 4	35 位	4
6 位	5 5	16 位	2 6	26 位	1 3	36 位	3
7 位	5 0	17 位	2 4	27 位	1 2	37 位	2
8 位	4 7	18 位	2 2	28 位	1 1	38 位	1
9 位	4 4	19 位	2 0	29 位	1 0	39 位	0
10 位	4 1	20 位	1 9	30 位	9	40 位	0

全日本学生自動車連盟加盟校負担金に関する細則

2003年 8月24日制定

2003年11月24日発効

第1条 各支部は、支部加盟校1校につき1万円（年額）の加盟校負担金を、毎年7月1日までに連盟本部へ納付することとする。各支部は、連盟本部への加盟校負担金の徴収方法を別途定めることとする。

以上